

職員の育児休業等に関する条例施行規則

平成27年 3月30日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができる非常勤職員)

第2条 条例第2条第3号ア（ウ）の組合規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(条例第3条第2号の組合規則で定める日数)

第3条 条例第3条第2号の組合規則で定める日数は、次に掲げる日数とする。

- (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号）第11条に規定する特別休暇（職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号）第4条第1項第8号及び第9号に該当する場合に与えられる特別休暇に限る。）を与えられた日数
- (2) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員就業規則（平成27年規則第30号）第12条第1項に規定する特別休暇（同項第8号及び第9号に該当する場合に与えられる特別休暇に限る。）を与えられた日数

(育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第4条 条例第3条第3号イの組合規則で定める場合は、当該子の1歳到達日（条例第2条第3号ア（イ）に規定する1歳到達日をいう。以下同じ。）後の期間について次に掲げる場合に該当する場合とする。

- (1) 当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われな
ない場合

(2) 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（施行の細目）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。